

事務局組織運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県臨床心理士会（以下「当会」という。）定款第44条5項の規定に基づき法人の事務を処理するため、事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

総務部

事業部

(部の分掌事務)

第3条 部の分掌事務は次のとおりとする。

(1) 総務部

- ① 代議員会、理事会その他組織運営に関すること
- ② 予算の編成、執行及び決算に関すること
- ③ 会員の登録及び管理に関すること
- ④ 広報及び会員への情報提供に関すること
- ⑤ 委員会活動の庶務に関すること
- ⑥ その他他の部、委員会等の分掌に属さないこと

(2) 事業部

- ① 委託事業に関すること
- ② 協力事業に関すること

(事務局の職員)

第4条 当会の職員は、事務員と技術員とする。なお、業務遂行上必要がある場合は、臨時職員を採用することができる。

2 職員の職務及び服務等については、会長が別に定める。

(守秘義務)

第5条 職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て会長が行う。

附則 この規程は平成25年4月1日から施行する。